

『冥報記』の継承

— 敬恭譚から『今昔物語集』九三へ —

宮 田 尚

1

『法苑珠林』の伝えるところによれば、『冥報記』の編まれたのは、唐の永徽年中（六五〇—六五五）のことであるという。それが永徽何年のことなのか、具体的なことはわからない。

しかし、ともあれ『冥報記』は、永徽年中に成立するや、ほどをへずして、ふたりの強力な支持者をえた。道宣と、道世とである。道宣は、麟徳元年（六六四）にいついで編集した『集神州三宝感通録』、『広弘明集』、『大唐内典録』の三書に、資料として『冥報記』を用いたし、道世は、總章元年（六六八）に完成した『法苑珠林』に、『冥報記』の、おそらく大部分を、そっくり吸収したのであった。

当代の代表的な著述家である道宣と道世とは、弘福寺の智首を師とする兄弟弟子である。ふたりのあいだには、よきライバルとしての友好関係があったようである。道世は、『法苑珠林』に、道宣編むところの『統高僧伝』から八十余話を引用しているし、また、同じ『法苑珠林』の巻三五には、出所はさだかではないが、『唐沙門

道宣感通袞袞」として、道宣の手になるかとおもわれる資料を用いている。

一方、道宣は、『集神州三宝感通録』の末尾に、予以麟徳元年夏六月二十日。於終南山北鄠陰之清宮精舍集之。素有風氣之疾。兼以從心之年。恐奄忽沚露靈感沈沒。遂力疾出之直筆。而疏頗存大略而已。庶後有勝事。復奇導於吾賢乎。其余不盡者。統在西明寺道律師新撰法苑珠林百卷内具顯之矣。

と、道世の業績についての、好意的な紹介の記事を付している。こうした道宣の道世観は、『大唐内典録』の、道世の編著を列記した部分にも示されていて、それはつぎのとおりである。

右七部百三十一卷。京師西明寺沙門釈玄暉所撰。暉本名道世。律学高与慕重前良。綴緝為務兼有鈔疏。注解衆經人代即目。略叙如右。

自分の仕事と比較して道世の業績の万全であることをいい、また、彼の学殖の豊かなることをいう。たとえそれは、だれしものみとめる事実であったとしても、こうしたものいいは、道世に対する尊敬の念と親近感なくしてできるものではない。

『冥報記』の継承 — 敬恭譚から『今昔物語集』九三へ —

ここで、ひとつの事実を確認しておきたい。右にふれたとおり、「集神州三宝感通録」も「大唐内典録」も、麟徳元年の成立でありながら、そのいづれにも、すでに「法苑珠林」の書名がみえるばかりか、それが百巻であるとの記録までされているという事実である。つまり、「法苑珠林」は、完成した年だとみずから記した総章元年の、少なくとも四年以上前にはほぼ完成しており、さらに、どの程度の範囲であったかはわからないけれど、一部の人びとの闡覽に供されていたことが、ここからあきらかになる。

新撰の「法苑珠林」にふれたのは、あるいは、道宣などごく少数の人だけであったのかもしれない。「統高僧伝」の編者としての道宣などだけに、同門の先達としての敬意をあらわして、道世が内示したのであったのかもしれない。

しかし、それならばなおのこと。そうでなくとも、完成したばかりの——というより、完成を宣言する以前の、「法苑珠林」が道宣の目にふれていたことは、彼の道世に対する好意的な記事などとおわせ考えるとき、両者の関係の密なることをおもわせるのである。

推測の上に推測を重ねることになるけれども、ふたりがこのような友好的な関係にあったとすれば、いづれか一方が入手した「冥報記」は、ごくしぜんに、他方にも伝えられたであろうし、ふたりのあいだで、あるいは、「冥報記」の評価についての、やりとりがあったかもしれないと想像される。

いづれにしても、「法苑珠林」などの編集に用いたであろう時間の長さを考えれば、彼らが「冥報記」を入手した時期は、麟徳元年

をさかのぼること数年、つまり、「冥報記」の成立後、さして間もないころであったとみるのがしぜんであろう。

2

道宣、道世という、ふたりの強力な支持者をえた「冥報記」は、以来、「冥報記」それ自体のもつ伝播力と、前記四書、とりわけ「法苑珠林」の伝播力とにささえられて、重層的、ないし多層的なひろがりを見せることになる。「冥報記」所収のはなしを採録したものとして、今日までにわたしの知りえた著作はただか二十余編をかぞえるにすぎないけれど、その範囲の中でさえ、「冥報記」の継承のされ方はひとしなみではない。直接的なものもあれば、間接的なものもある。直接的なものなかにも、「冥報記」に忠実であろうとしたものもあれば、おおはげに改変しているものもある。典拠を「冥報記」と示していながら、じつは、他からの孫引きであったり、源を「冥報記」に発するはなしであるのに、「冥報記」の存在は忘れ去られてしまい、似て非なる文献によっていたりするものもある。とうぜんのことながら、時代が下るにしたがって、こうした傾向は強くなるし、はなしの内容や本文の表記にも、微妙な変化があらわれてくることになる。

「冥報記」は、この種の著作の宿命として、個々のはなしに分断されて継承されている。あくまでも、わたしの知りえた範囲では、という限定つきのことではあるけれど、他書にまったく引用されていないのはなしが、「冥報記」の現存諸本のうちもつとも所載話数のおおい前田家本に徴して五話ある反面、十数種の文献に引用されて

いるものもある。個々のはなしに分断されて継承される以上、継承される度合いにばらつきが生じるのはとうぜんであるが、その落差は、かなりはげしいといわざるをえない。

他文献に用いられているものうち、もっとも多用されているのは、上口（説話番号は前田家本による。以下同じ）の、厳恭による亀の放生譚である。そして、いうまでもないことながら、この上口は、『今昔物語集』九三「人、以父錢買取亀放河語」の類話でもある。

『今昔物語集』九三は、『眞報記』を主要な出典のひとつとし、しかもそれに忠実にしたがっている巻九のなかにあつて、なぜか『眞報記』によつていない。『眞報記』よりも、むしろ、『打聞集』や『宇治拾遺物語』に本文内容の近いはなしが求められることなどといふと、この間の事情の解明は、『今昔物語集』の成立事情や性格の解明の糸口になるものとして、これまでに、ぐりかえし検討が加えられてきている。およばずながら、わたしも、さきに所見をのべたことがある。

この『今昔物語集』九三の類話が、『眞報記』所載の各話のなかで、もっとも他文献に多用されているのは、偶然なのか、必然なのか。『今昔物語集』に関心をいだく者にとつては、たいそう興味ぶかいところである。

ただ、本稿では、類話である九三が、『今昔物語集』研究にとって重要な位置にあることを留意するにとどめ、ことさらに、『今昔物語集』の側にもんだいを引き寄せることをしない。どこかで『今昔物語集』研究につながることを期待しながら、今は、『眞報記』上

『眞報記』の継承 — 厳恭譚から『今昔物語集』九三へ —

口の厳恭譚に焦点をしばり、『眞報記』の継承のあとをおうことにしたい。

3

さて、『眞報記』の継承史における多層化は、すでに、道宣、道世の段階からはじまっている。『眞報記』の伝播に、あずかって力のあつたこのふたりの『眞報記』のとりあつかひには、きわだつた違いがみられるのである。道世が、『眞報記』のおそらく大部分を、そっくり『法苑珠林』に吸収したとみられるのに対して、道宣は、その一部しか利用していないといった違いもさることながら、本稿では、本文そのもののあつかひの違ひに注目したい。

以下、『眞報記』上口を例として、道宣と道世との、『眞報記』のとりあげかたの違いを具体的にみていくわけであるが、まずは『法苑珠林』について。

『法苑珠林』が『眞報記』によつたむねを明示しているのはなしのなかには、現存の『眞報記』の諸本にみられないものも少なくない。『法苑珠林』の、出典名に関する記録のすべてが正確であるかどうかという点になると、疑義がないわけではないが、しかし、それにしても、この事實は、第一に、『眞報記』の現行諸本が完本でないことを示しているのであり、したがつて、第二に、『法苑珠林』は、『眞報記』の祖本の全体像をうかがおうとするとき、『眞報記』以上にかげがえのない資料であることを示しているといつてよいであろう。

「法苑珠林」所引の「冥報記」のうち、そうした現行本にないものはさておき、現行本と重なりあうものについて、前田家本、高山寺本などの本文とつきあわせていくと、微細な点で相違がみられ、それはそれとして、じゅうぶん検討の対象となりうるもんだいを提起するのであるが、大局的には、文脈も表現も、基本的には一致しているとみなしてよい。つまり、所載話数のうえからだけでなく、本文の表記の面からも、「法苑珠林」は、「冥報記」の祖本のおもかげを、かなり忠実に伝えていると判断して、さして不都合はないものとおもわれるのである。

ところで、「法苑珠林」所引の「冥報記」上口の嚴恭譚は、あらましつぎのような内容である。

Ⅰ

- (1) 泉州の嚴恭は、陳の太建のはじめごろ、父母から五万錢をもらって、商売をするために揚州におもむいた。
- (2) 揚州の近くまできたとき、市に龜を売りに行く船に出会い、所持金全部をはたいて五十頭の龜を買って、河に逃がしてやった。
- (3) 売主の船は、間もなく転覆して、売主も水中に没した。
- (4) 一方、その日の夕方、黒衣をまとった五十人の客が嚴恭の留守宅をおとすれ、五万錢を嚴恭の父に渡した。錢は、湿っていた。
- (5) 一か月後、嚴恭は帰ってきた。それで、こののしだいがわかった。親子は、揚州に寺を建てて、一心に法花經を書写した。

Ⅱ

(6) 揚州に移住した嚴恭一家は富み榮え、りっぱな写經室を作って、常に數十人の筆生に写經をさせていた。人びとは、そこを嚴法花

の里と呼んで崇敬した。

(7) あるとき、知人に錢一万を貸したところ、彼の乗った船が傾いて、錢は水中に没した。けれども、その日のうちに、嚴恭の倉の中に、ぬれたままの錢がおさまっていた。

(8) ある商人が、宮亭湖で神前に酒食をそなえたら、その夜の夢枕に神がたつて、この酒食を嚴恭のもとへ送りどけ、写經の料にするようにといった。

(9) 嚴恭が、写經用の紙を求めに市に行つたとき、錢がたりなかつた。すると、どこからともなく一人の男があらわれて錢三千を彼に渡し、こつぜんと消えた。

(10) 嚴恭の死後、盜賊が江都を襲つたことがあつたが、盜賊たちは、嚴恭の子孫たちの写經を續けていた嚴法花の里には、入らないようにいましめあつてた。

表現上のこまかい違いはあるけれど、「冥報記」の現行諸本の伝えるところも、内容はこれとまったく同じである。したがって、「冥報記」祖本のはなしも、このようなかたちであつたと考えて、おそろくさしつかえないであろう。

要するに、「今昔物語集」九三の源流とみられる「冥報記」上口の内容は、右に区分したようなふたつの部分、すなわち、嚴恭による龜の放生、およびそれに対する龜の報恩を主旨とする部分(Ⅰ)と、嚴恭一家が揚州へ移り住んで、法花經の写經に専念しはじめてから発生したさまざまな奇瑞をとりあげた、いわば後日譚の部分(Ⅱ)とからなりたつているのである。そして、道世は、それをそのままのかたちで「法苑珠林」にとりこんでいるとみられるわけである。

ところが、道宣のばあいは違う。彼は、前半の部分には興味をいだかなかつたらしい。「集神州三宝感通録」や「大唐内典録」などには、法花経の写経と、その靈験とを主旨とする後半部だけを採用しているにすぎない。しかも、それだけではない。道宣の方法は、資料に対してたいそう大胆で、はなしの一部の割愛だけにとどまらず、あらたな内容を付加するほか、採用した部分の表現にも、おおはばに手を加えているのである。

ちなみに、道宣の付加した部分をあげると、つぎのとおりである。これは、右の番号でいえば、(9)のつぎに配されている。

又有漁人。夜見。江中火焰焰浮来。以船迎之。乃是経函。及明尋視。乃是敵家経。其後発願。略云。無一字而不経眼。無一字而不用心。

道宣が、「集神州三宝感通録」を編んだ麟徳元年に、「大唐内典録」と「広弘明集」とを編んでいることは、右にふれた。このうち、「集神州三宝感通録」と「大唐内典録」との「冥報記」関係話は、現行の「冥報記」に徴するに、ともに十話である。また、両書の「冥報記」関係話は、話数だけでなく、本文の表記も、ほぼ完全に一致する。敵恭の揚州での生活ぶりをとりあつかっている、当面もんだいになっているⅡの部分においても、それは例外ではない。そして、この十話を、前田家本等の「冥報記」の本文とつきあわせると、すべてのはなしに挿話の付加や割愛があるというわけではないが、他にもこうした例はあるし、表現の割愛や改変は随所に見られる。また、「広弘明集」に求められる「冥報記」の類話は一話だけだが、これと「冥報記」諸本の本文上の差異の様相も、右のばあい

「冥報記」の継承 — 敵恭譚から「今昔物語集」九三へ —

とほぼ同じだといってよい。

こうした状況、ことに、「集神州三宝感通録」と「大唐内典録」とに、同じはなしが、同じような表記で記されているところよりすれば、道宣の用いた「冥報記」は、現行の「冥報記」や「法苑珠林」の背後にある「冥報記」のような、いわば精撰本ではなく、あるいは、その前段階の草稿本ではなかったかときえ考えたくなるほどに、道宣の「冥報記」のとりあげかたは、おおはばな改変をともなっているのである。

3

「冥報記」上11における道宣の改変は、やがて、「大唐内典録」と「集神州三宝感通録」の両方から流れ出した。

まず、前者の流れをくんだものに「法華伝記」八5がある。「法華伝記」八5は、「大唐内典録」の本文を、ほとんどそのままのかたちで受けとめている。主人公の敵恭の出身地を、「冥報記」の八泉州Vではなく八蔣州Vとしているのは、道宣の両書にみられる特色のひとつであるが、「法華伝記」八5は、それをそのまま受け入れているほか、右に指摘したところの、道宣の付加したとみられる部分も、そっくりそのまま、あわせそなえている。

後者の流れをくんでいるものに、「居士伝」四がある。成立が乾隆四十年（一七七五）と下るゆえであるからかどうか、唐代の成立にかかると「法華伝記」と違い、これは「集神州三宝感通録」をそのまま受けとめてはいない。すなわち、「居士伝」四は、内容に付した右の番号のうち(9)を欠いているうえ、本文の表記がいちじるしく

簡略になつてゐる。そしてさらに、つぎのような、写経の靈験を伝える挿話を最後に付加している。

同時益州新繁有荷生者居縣西三十里許曰王李村工書然自重不肯為人書人雖辱罵之不顧也一日把筆走前村向空中四面書般若經數日而畢曰好令諸天說之人初不覺其異其後大雷雨牧牛小兒住其地中可丈許雨不能濕自後遇雨牧兒輒避雨其処武德中有異僧語村人曰此地空中有般若經諸天於上設蓋覆之不可輕踐村人遂以闌楯周之齋日設供每聞天樂声

筆生が空にむかつて写経したことにより、その天上に諸天があいつどい、ために、村はずれの一面に雨が降らなかつたというのは、たしかに写経の靈験ではある。その点に関するかぎり、写経の靈験を主旨とする『集神州三宝感通録』の嚴恭のばあいと重なりあうといつてよい。だが、いかんせん、一方は法花経の靈験であり、他方は般若経の靈験なのである。そのところが「居士伝」四では忘れ去られている。右の付加部分は、もともと並置されるはずのものはなかつたのである。後代のものになると、ときとして、このような、あらゆる変貌をとげることがある。

4

『法苑珠林』の影響は、さきにふれたように広範におよんでいる。直接それによつてゐるかどうかはさておき、『冥報記』のはなしをかかざるに際して、『法苑珠林』の名をあげてゐるものには、たとえば、『法華伝記』『太平広記』『法華靈験伝』『金剛經持経験記』『善女人伝』『居士伝』などがある。もちろん、これらのほかに、

それと名をあげてはいないけれど『法苑珠林』によつてゐるものは少なくないであろう。『六道集』などは、あるいは、そうしたもののひとつといつてよいかもしれない。こうした『法苑珠林』の影響下にある著作のうち、もつとも大量に、かつ、もつとも直接的に『法苑珠林』からはなしを取りこんでゐるのは、おそらく『太平広記』であろう。『太平広記』については、後で、いま一度ふれる。さて、ところが、これはあくまでも一般的な傾向についてのことなのであつて、当面もんだいにしてゐる嚴恭譚ではどうかということになると、どうやら、『法苑珠林』の影響を直接受けてゐるものは、わたしの知りえた範囲では一例もない。

たとえば『法華伝記』。『法華伝記』の編者祥公が、『法苑珠林』を手にしてゐたことはたしかである。それはたとえば、『冥報記』上4をふまえた『法華伝記』八9の末尾に付してある註記、法苑第二十七云。出冥報記尼法信をみてもあきらかである。

この註記は、八9の同話が『法苑珠林』卷二十七にも引用されていること、原拠は『冥報記』であると『法苑珠林』も示していること、そして、主人公である尼の名を『法苑珠林』は八法信Vだとしていること、の三点について説明してゐるわけであるが、しかし祥公は、『法苑珠林』についてそこまで承知してゐながら、それをしりぞけて『冥報記』によつてゐるのである。尼の名を註記には付していても、『冥報記』と同じように本文に明記してゐないことは、『法華伝記』の本文が、『法苑珠林』をあえて避けて、『冥報記』によつてゐることのひとつの証左となるであろう。註記の八尼法信V

は、おそらく、「法苑珠林」だけが、尼の名を八法信Vとしていることへの疑義の表明なのである。

祥公には、こうした、手にした資料への客観的な観察をする姿勢があった。同じ巻八の第五話に、さきにとりあげたところの「大唐内典録」にもとづく「蔣州・嚴恭」を収めたうえで、第十話に「揚州・嚴恭」を収めるについては、とうぜん両者の関係が気になる。そこで、後者の話末には、つぎのような註記を付した。

記者曰。蔣州嚴恭。与揚州嚴恭其事大同。彼縁出感通録等。此縁出冥報記等。依有広略不同。前後出之。乞具尋始未悉之。

「感通録」に△等Vをつけ、また「冥報記」に△等Vをつけているのは、祥公が、それぞれのなしについて複数の所載文献を承知していたことのあらわれにほかならないが、「冥報記」の△泉州Vあるいは△揚州Vを、道宣が△蔣州Vとしたことまでは、どうやらおもいいたらなかつたらしい。それはともあれ、複数の関係ある文献を承知したうえで、こうした註記を付す祥公の姿勢は、留意するにあたいしよう。

ところで、「法華伝記」八十が「法苑珠林」にはなく、直接「冥報記」によっているらしいことは、本文からも推察される。すなわち、八十の「揚州嚴恭」の本文を、前田家本、高山寺本（大正新脩大藏経本による）および「法苑珠林」所引の当該話の四本で校合し、検出される異同をもとに、「法華伝記」八十がどれにもっとも近いかをみると、「法苑珠林」所引のそれにはなく、前田家本「冥報記」にもっとも近いという結果がえられるからである。

いまま少し具体的にのべよう。校合した結果えられる異同は四五

【冥報記】の継承 — 嚴恭譚から【今昔物語集】九三へ —

例。所載文献別の組合せでみると、九類型になる。たとえば、「法苑珠林」のそれだけが他と異なり、前田家本、高山寺本、「法華伝記」の三書の表記が共通する例は十例あるのであるが、こうした類型を個々の文献に分解して、「法華伝記」と共通する数を文献別に延べ数でみると、前田家本が二八例でもっともおおく、高山寺本と「法苑珠林」所引の「冥報記」とが、ともに二一例という結果がえられる。ことわっておくが、数字そのものがここではもんだいなのではない。件数は、あるばあいには一字が単位であったり、またあるばあいには一語が単位であったりしているから、嚴密に言えば、この数字には、とうぜん検討の余地がある。ただ、ここでは、大勢がどうかがもんだいなのである。

八十の嚴恭譚でみられるこうした傾向は、そのはなしだけでなく、右四本で共通する九話についても、同じことが確認される。九話での、「法華伝記」と同じ表記をもつものを、延べ数のおおい順にあげると、前田家本（二五一例）、高山寺本（二二五例）、「法苑珠林」（一一二例）となる。質のもんだいをぬきにして、数量だけですべてをおしはかるわけにはいかないけれど、ひとつの傾向だけは、少なくとも、ここから了解されるであろう。

「法華伝記」における前田家本とのあいだの距離の近さは、またたとえば、大正新脩大藏経本の底本である慶長五年刊大谷大学蔵本と、そこで校合に用いられている甲本、すなわち、東大寺蔵古写本との異同の面からもいえそうである。

「法華伝記」のうち、「法苑珠林」にも同文的な類話の求められる十話について、大正新脩大藏経本の校合を頼りに照合していくと、

底本と甲本とは、前田家本への距離という点からすると、きわだつた対照を示す。つまり、検出される異同六五例のうち、いずれとも決したい一三例を除くと、甲本が前田家本と共通するのは三六例、底本が前田家本と共通するのは一六例ということになる。数のうえに、あきらかな違いのあることが知られるのである。しかも、それだけではない。甲本三六例のなかに、『法苑珠林』とも重なりあうのはわずかに四例しかないのに対し、底本のばあいは、前田家本と重なりあう一六例はもとより、前田家本と重なりあわないものでも、おおむね『法苑珠林』の表記と一致するのである。

甲本は前田家本に近く、底本は『法苑珠林』に近い。

同じ『法華伝記』の諸本のあいだにみとめられるこうした差異は、なににもとづくのであろうか。あえて臆測すれば、どこかの時点で、『法苑珠林』と校合されたことによる差異かもしれないとおもわれる。『法苑珠林』が、後代まで影響をもち続けていたことからすると、その可能性は否定しきれないのではないか。少なくとも、逆のばあいは可能性が強いことはたしかであろう。

とまれ、以上の理由によって、『法華伝記』は『法苑珠林』をみてはいるけれど、それをしりぞけて『冥報記』によっていること、そしてその『冥報記』は、前田家本につながる系統の本文表記をそなえたものであったらう、と解しておきたい。

5

詳述はしないが、『弘誓法華伝』も、どうやら『法苑珠林』に直結するものではないらしい。『法華伝記』のばあいと同じ要領で、

『法苑珠林』、前田家本、高山寺本の三本と対校し、それらとの共通の度合いを、やはり延べ数でみると、高山寺本が一四例でもっともおおく、ついで前田家本の九六例、『法苑珠林』本は九二例という結果がえられるのである。かんじんの、『弘誓法華伝』が『冥報記』につながるものであるかどうかという点になると、後でのべるような、さだかでない部分が一部にあつて、しばらく判断を留保せざるをえないのであるが、この結果からすると、『弘誓法華伝』のよつたのは、高山寺本につながる系統の本文表記をもつた作品だということになりそうである。

もっとも、嚴恭譚にかぎっていえば、『弘誓法華伝』十五は、『法華伝記』八十のように『冥報記』そのままではなく、一部に、改変と、そしてかなりおおはばな付加とがおこなわれている。改変と付加とは、さきの、内容を要約するに際して付した番号でいうと、(6)・(8)のあたりに集中している。煩瑣ではあるが、『弘誓法華伝』であらたに付加されている部分を要約して示すと、つぎのとおりである。

(a)揚州に移住した嚴恭の夢に、法脱と名のる梵僧があらわれて、法花経の写経と、その講説とをするようにすすめた。

(b)経堂に八十才ばかりの異僧があらわれて、嚴恭に経一部を乞い、提婆達多品のないことや、普門品中の一句の欠脱を指摘するなどして去った。

(c)棲霞寺の宝恭が嚴恭のもとに法花経五十巻を送り、完成してくれよう求めた。その一部は、宋の元嘉二九年に、宋懿の書写したものであった。

(d) 盧江の人候志が、宮亭湖で暴風にあったとき、あやうく沈没をまぬかれてある廟にたどりつくと、神があらわれて嚴恭を名ざし、写経の料として一万錢を託して消えた。

また、その二日後、候志が便風にあつて無事に帰り着くと、許と名のる人物があらわれて、彼に、嚴恭への錦四匹をこつづけた。

(e) 江夏郡の人李湛は、嚴恭から経を受けて郷里に帰る途中、風にあつて船もろとも水中に没した。人びとが、五日後に発見された経函を開けてみたところ、経は少しもぬれていなかった。経は、嚴恭のもとに返された。

(f) 齋の王府の人某も、同じように嚴恭から経を受けて家に帰る途中、風にあつて船が沈み、身ひとつはかろうじて助かった。一方、半日後、別人が経函を見つけて中を調べたところ、やはり、経はまったくぬれていなかった。嚴恭のもとに、経は送り返された。

以上の六項のうち、(a)は、さきの番号でいうと(6)の前に位置し、(b)・(c)は、(9)の後に続く。また、(d)・(e)・(f)は、(8)にとつてかわつて、その位置にすわっている。(8)と(e)とは、ともに、宮亭湖と神と写経の料とにふれており、もとは同じかたちから発したものではあるうけれど、「眞報記」のそれと「弘贊法華伝」のそれとは、内容も表記も、とうてい同一には論じられない。

ところで、「弘贊法華伝」十五にみるこうした付加部分には、いくつかの、きわだった特徴が指摘できる。たとえば第一に、付加部分の部分が、さきの区分でいうとⅡ以降、すなわち、揚州での後日譚の部分に集中していること。第二に、人名、あるいは地名などに、

「眞報記」の継承——嚴恭譚から「今昔物語集」九三へ——

かなりこだわっている点がみられること。そして第三に、しばしば水難がからみ、その水難が、嚴恭の特異さをあかしするでだてとして機能させられていること、などが、さしあたりあげられよう。

付加部分にみる個有名詞への執着ぶりは、いささか異様で、△知親▽、△商人▽、△一人▽などとしか記していない。「眞報記」の後日譚とは、おおきく感触が違っている。これはおそらく、両者の成育した環境の違いによるものであろう。短絡的ではあるが、あえて臆測すれば、こうした状況が法花経の靈験とからめてあるところよりして、付加部分は、「眞報記」あるいは「集神州三宝感通録」などから派生したものが、いったん巷間に流布し、水難などのイメージを軸として増幅され、分岐され、やがてまた、「眞報記」と合体されたものであるのかもしれないとおもわれる。

なお、個有名詞に関していえば、「弘贊法華伝」十五で付加されているものが、前半にも一例みられる。嚴恭の字を△近礼▽としているのがそれである。前半部は、この△近礼▽が目立つだけで、「眞報記」との密着度は高い。

6

右の(a)~(f)などの付加が、「弘贊法華伝」においてなされたものであるのかどうかについては、残念ながら、不明というほかない。そして、この点が不明のまま残る以上、「弘贊法華伝」が「眞報記」に直結するものであるかどうかについても、しばらく判断を留保せざるをえない。

判断を留保せざるをえない理由のひとつは、「法華靈驗伝」にあ

る。「法華靈驗伝」は、「弘贊法華伝」を主要な典拠のひとつとし、それを比較的忠実に要約しているのであるが、上31「毘舍婆送本鏡」によれば、当面のもんだいである嚴恭譚については、「弘贊法華伝」のほかにも、同じようなはなしを収めていた文献のあったことが知られるからである。

「法華靈驗伝」上31は、基本的には、「弘贊法華伝」十五を受け持っているのとみて、さして不都合はないであろうかたちと、本文表記とをそなえている。ことにAⅡの部分には、まったくもんだいはない。AⅡの部分には構成に多少の違いがあり、「弘贊法華伝」の(c)・(d)・(f)の三項を欠いているほか、(b)の位置も違っている。また、(10)のまゝに、「集神州三宝感通録」からもってこられたとみられる挿話(道宣が、「冥報記」に付加したものとしてみらる)が配されている。両者の構成を対比させて略記すれば、つぎのようになるであろう。

弘贊法華伝 (a)⑥—(b)①—(c)⑦—(d)①—(e)①—(f)⑨—⑩
法華靈驗伝 (a)①—⑥—⑦—(b)①—(e)①—感通録⑩

こうした違いはあるにしても、「法華靈驗伝」に「弘贊法華伝」の影をみるおもしろいことはたしかである。

けれども、「法華靈驗伝」上31の末尾には、つぎのような註記が付されている。

本出三靈瑞集及感通録詳見弘贊第十及現応録

「法華靈驗伝」の註記が、作品の先後関係等についてどこまで正確であるかはわからないけれど、註記の伝えるところによれば、は

なしとして詳しいのは「弘贊法華伝」と「現応録」の両書であり、もとは、「靈瑞集」および「集神州三宝感通録」に発するものだというのである。「靈瑞集」とは、はたしてどのような内容と表記とをそなえた作品なのであろうか。そして、それと「冥報記」上11とは、どのようにかわりあっているものであろうか。「集神州三宝感通録」にもとづいているとみられる部分はたしかめうるだけに、「靈瑞集」の本文に興味をひかれるのだが、「現応録」ともども散佚作品である以上、いかんともしがたい。

「弘贊法華伝」十五と「冥報記」上11との関係、あるいは、「弘贊法華伝」十五にみる付加部分の、付加された時点などについて、判断を留保せざるをえないゆえんである。

7

「法苑珠林」の影響を、もつとも広範に、しかも直接的なかたちで受けているのは、おそらく「太平広記」であろう。「太平広記」は、「冥報記」についても、「法苑珠林」についておおくのはなしを採用しているのであるが、じつはそのほとんどは、「法苑珠林」からの孫引きなのである。

ただ、そうした「太平広記」であるにもかかわらず、卷一一八の嚴恭譚は、なぜか「法苑珠林」によっていない。「太平広記」の当該話のよりどころは、話末に付してある註記によれば、「獨異志」であるという。

「太平広記」には、このような、もとは「冥報記」に発するものでありながら、その存在が忘れ去られてしまい、他の文献によって

いる例がいくつかみられる。たとえば、巻一六の傳奕、巻三八七の崔彦武などは、「法苑珠林」にも、出典が「眞報記」であるむねの註記をともなうて引用されているのだが、なぜかそれを避けて、前者は「地獄苦記」に、そして後者は「眞雜錄」によっている。

「法苑珠林」とはかかわりがないが、巻一二〇の京兆獄卒、巻一三一の梁元帝のばあいは、前者が「広古今五行記」に、後者が「韻対」によっている。これらは、いずれも、「太平広記」が「眞報記」によっていないことの、ひとつの証左となるであろう。

さて、「太平広記」一一八の嚴恭譚の全文を示すと、つぎのとおりである。

陳宣帝時。揚州人嚴泰。江行逢漁舟。問之。云。有龜五十頭。泰用錢五千贖放之。行數十步。漁舟乃覆。其夕。有烏衣五十人。扣泰門。謂其父母曰。賢郎附錢五千。可領之。緝皆濡濕。父母雖受錢。怪其無由。及泰婦問。乃說贖龜之異。因以其居為寺。里人号曰嚴法寺。

居家を寺として、嚴法寺と称したという最後の部分は、さきの区分でいえばⅡⅤ、すなわち後日譚に属するが、まずは、亀の放生を主旨とするⅠⅤの部分のみで一話が構成されているといつてよいであろう。これは「太平広記」の嚴恭譚の、もともとおおきな特色といつてよく、この点に第一に注目したい。第二の特色は、主人公の名。いきがかり上、わたしは嚴恭譚と呼んでいるが、「太平広記」の主人公は八嚴泰Ⅴ。これは、ミスプリントではない。第三の特色は、五十頭の亀の値が八錢五千Ⅴとなっている点。「今昔物語集」の八錢五千兩Ⅴ、「打聞集」の八五千卷Ⅴ、「宇治拾遺物語」

「眞報記」の継承 — 嚴恭譚から「今昔物語集」九三へ —

の八錢五十貫Ⅴのほかは、わたしの知るかぎり八錢五万Ⅴである。第四は、主人公の揚州で所の居を、八嚴法寺Ⅴとしていること。他の類話では寺と限定せず、八嚴法花里Ⅴまたは、ただ単に八嚴法花Ⅴとする例が一般である。第五は、主人公を八揚州人Ⅴとしていること。これは、他に例はあるが、「眞報記」とは違っているといふ意味で留意しておきたい。

全体の構成としては、「眞報記」のⅠⅤの部分をおおむね過不足なく要約したかたちになっているといつてよい。「太平広記」の嚴恭譚のなかにみとめられるこうした特色は、おそらく、「獨異志」以前に形成されたものである。「太平広記」の、「法苑珠林」への従順ぶりからすると、そこで改変がおこなわれたとは考えにくい。

しかし、「獨異志」が散佚作品である以上、これもしよせん推測にとどまる。「獨異志」と「眞報記」とのあいだに、なんらかの作品が介在していたのか、いなかったのか。「獨異志」とは、そもそもいかなる作品なのか。すべては闇にとざされているというほかない。

「獨異志」に関して、ただひとつはつきりしていることは、それがおそらくそのままのかたちで「太平広記」に受け継がれた後、やはりなんらの手を加えられることもなく、そっくり「善惡現驗報応編」八五にも引かれているという点である。わが国の延宝四年（一六七六）に書かれた序文を有するこの作品については、いずれ稿をあらためるつもりであるが、肥前の禪僧、独庵玄光の編になるもので、これは「太平広記」のきわめて忠実な継承者であるといつてよ

い。主人公の名を△嚴泰▽としてゐることなどをふくめ、右に指摘したじじつ、「太平広記」の嚴恭譚の特色をすべてそなえてゐる。

『善悪現験報應編』に「冥報記」の書名もかかげられてはゐるけれど、玄光にとつて「冥報記」は、どうやら、まったく遠い存在であつたらしい。

玄光のいう「冥報記」は、すべて「太平広記」からの採引きである。

8

「冥報記」の輪が、さきにふれたように、重層的、ないし多層的なひろがりを見せてゐることは、以上の、嚴恭譚の例ひとつでも、おおよそ了解されるであらう。

「冥報記」を中心とする同心円の波形は、かならずしも中心からの距離と比例するわけではないけれど、しかし、遠ざかるにしたがつて、しだいに薄れ、乱れていくことはたしかである。

『今昔物語集』九三、『打聞集』21、『宇治拾遺物語』164などに見る一連の△嚴恭譚▽は、「冥報記」を中心にして、幾層にもわたる同心円のなひろがりを見せるといふ右のような継承史の理解にたつとき、極北に位置するといわざるをえない。

極北にむけての胎動は、しかし、以上の継承史のなかからも読みとることができるであらう。△近礼▽という字の有無。あるいは△嚴恭▽△嚴泰▽などにみられる主人公の名まえのゆれ。△泉州▽△揚州▽△蔣州▽などといった、主人公と結びつけられている地名のゆれ。「独異志」の系列にみられるところの、△I▽部分だけの

分離。さらに、龜の値の△錢五千▽。

もとより、これらが『今昔物語集』等にみるかたちに直結するものでないことはいふまでもない。

けれども、くりかえすことになるが、「冥報記」を中心とする同心円の輪のひろがりのなかにみられる、こうしたわずかな波の乱れに、かすかながら、極北へのきざしを読みとめることは可能なようにおもわれるのである。

「冥報記」所載の各話のうち、なぜ嚴恭譚がかくべつの広がりをもたらえたのか。また、この嚴恭譚にかぎり、なぜ「法苑珠林」が影響をもたらえなかつたのか。これらの点については、いずれも、後考をまらしたい。